

## (5) NGO等におけるHIV陽性者および薬物使用者への支援に関する研究

研究代表者：樽井 正義（特定非営利活動法人ふれいす東京／慶應義塾大学）

研究協力者：生島 嗣（特定非営利活動法人ふれいす東京）

田村 通義（三重ダルク）

### 研究要旨

男性同性愛者の環境における薬物の存在とHIV感染との関係の一端を明らかにすることが、本研究の目的である。

1990年代から2000年代にかけて、法規制を受けていないラッシュやゴメオといった薬物が、一部の男性同性愛者（以下MSM）の間で使用されるようになった。その行動は、一つにはアルコールやたばこ変わらぬ嗜好品、快感を高めるセックスドラッグという理解に支えられ、いま一つにはハッテン場、クラブ、ディスコの開設、そしてインターネットの普及という環境要因に後押しされていた。それらのMSMの出会いと交流の場は、同時に薬物入手の場ともなったが、2005年にゴメオ、ついでラッシュも違法薬物に指定されると入手困難になり、相対的に手に入りやすい覚醒剤への移行も見られた。薬物の使用により予防が疎かになることから、1990年代以降、HIV感染増加の一因になったと思われる。

薬物使用との関連を陽性者に接する医療機関やNGOで認識され始めたのは2000年代半ばだった。したがって、未だに不足している感染と薬物に関する情報を収集して整理し、MSM、陽性者とその周囲の人、医療者、支援者に届けることが求められる。

### A 研究目的

私たちの社会でのHIV感染経路の多くは男性同性間の性的接触であるが、性的接触の際に感染予防が疎かになる原因の一つとして、薬物が使用されることがある。ここにセックスを介した関係が、注射薬物使用とは別の薬物と感染との関係として指摘される<sup>(1)</sup>。

薬物を使用する契機として、ストレスの多い現実から逃れ、快感を得たいという本人の気持ちが挙げられる。ストレスの背景には、性的少数者の場合、それゆえの家族、学校、職場での長期にわたる疎外感を見逃すことはできない。加えて、そこに薬物があるという環境の契機にも注目する必要がある。本研究の目的は、

MSM（男性とセックスをする男性）の環境における薬物の存在を、その一部にHIV感染が広がった1990年代から2000年代にかけての在り方を、探ることにある。

### B 研究方法

私たちの社会におけるHIV感染症と薬物使用の関係性を解明する一資料とするために、2012年度はHIV陽性者とその関係者を地域で支援するNGO、2013年度は断薬と薬物依存症からの回復を援助するNGO（以下、回復施設と呼ぶ）の職員への面接調査を、関東と関西とで実施し、情報の収集を試みた。面接調査は次の2

点について行った。

(1)HIV陽性者の支援において薬物使用の問題が、また薬物使用者への支援においてHIV感染の問題が、いつごろ、どういう形で提起されてきたのか。

(2)HIV陽性者が薬物に関連して、あるいは薬物使用者がHIVに関連して、現在どのような問題に直面しているのか。

本年度はさらに中部の回復施設の職員に面接し、これらの調査で集められた情報を整理し、1990年代から2000年代にかけて、男性同性愛者の環境に、薬物がどのように存在していたのか、を明らかにすることを試みた。

なお、本研究では、倫理的配慮を要する個人情報情報は扱われていない。

## C 男性同性愛者と薬物

### — 調査の成果から —

#### 1. 環境の変化

男性同性愛者が出会う場は、一般にハッテン場と呼ばれ、1960-70年代には特定の公園や映画館が利用され、また有料のハッテン場としては旅館があった。1980-90年代には、大部屋（ミックスルーム）、個室、浴室やサウナを備えた宿泊施設（サウナタイプ）が、ついでミックスルームと個室をもつ小規模な短時間滞在型の施設（ビデオボックスタイプ）がつくられ、男性同性愛者の一部に利用されるようになった。こうした新しい有料ハッテン場は、従来のそれやゲイバーのような個人が個人と出会い交流する場としてではなく、セックスの相手を探す場、快楽を得る場として機能し始めた。

インターネットの普及は人びとの情報環境を大きく変えたが、男性同性愛者もその例外ではなかった。それどころか、劇的に変化したと言

うことができる。同性愛に関する情報は、従来は一般の情報に比して極端に入手が困難だったが、インターネットを通じて出会いやハッテン場についての情報が、そして薬物についての情報も、居ながらにしていとも容易に得られるようになった。とくに若い世代にとっては、かつてはゲイバーで知り合う年長者や仲間と、1970年代以降に刊行されたゲイ雑誌とが、主要な情報源であったが、そうした状況は一変した。若い世代の間では、ネットの掲示板を通じて情報が交換され共有されるようになった。

#### 2. セックスドラッグ

ラッシュ（RUSH）というニトライト系の薬物は、経鼻吸引して酩酊感を得るために使われる。アナルセックスをスムーズに行い、快感を得るために、一部の男性同性愛者に使用された。有料のハッテン場では入場時に廉価（1,000円前後）で販売あるいはサービス品として配布されていたが、こうした薬物はそれらの施設でなくとも、同性愛者を顧客とするショップや、1990年代に開設され始めたクラブやディスコで、容易に入手することができた。どこにでも身近にあり、誰もが容易に利用できることから、有害な薬物とは考えられず、セックスドラッグ、リクリエーショナルドラッグと見なされ、麻薬や覚醒剤とは異なるものと受けとめられていた。

2000年代に入ると、ゴメオ（5-MeO-DIPT）が加わった。トリプタミン系の幻覚剤で、筋弛緩作用があり、粉末の入ったカプセルとして販売され、経口摂取される。こうしたセックスドラッグは、新たな薬物ゆえに未だ規制されておらず、それをもって「合法」と見なされ、また悪影響の報告が未だ知られていないことから、安全と解かれて、短期間に広く受容されるようになった。価格は安価であり、従来の購入経路に加えて、同時期に急速に普及したインターネットの掲示板を通じて、入手はきわめて容易だった。

### 3. 薬物の違法化

このようにしてラッシュやゴメオは、1990年代から2000年代にかけて、一つにはアルコールやたばこ変わらぬ嗜好品という理解に支えられて、いま一つにはハッテン場、クラブ、ディスコの開設、そしてインターネットの普及という環境要因に後押しされて、一部の男性同性愛者・MSMの間に、さしたる抵抗感もなく受け入れられることになった。

ゴメオは2005年3月に麻薬指定されて違法な薬物となった（4月施行）<sup>(2)</sup>。ラッシュは翌2006年11月に指定薬物として違法化された（2007年4月から適用）<sup>(3)</sup>。合法ないし違法ではないと見られていた薬物が違法とされる法改正によって、それまでは通常の商品と同様に販売され使用されていたセックスドラッグが、ハッテン場から姿を消し、インターネットを通じての入手も困難になった。

これらの法改正を契機に、禁止されたセックスドラッグの使用に親しんできた一部の人は、つまりそれらがゲートドラッグとなって依存に傾斜していた人は、それらに比べて相対的に入手が容易な覚醒剤を求めようになり、あるいは法規制を受けていない「脱法ドラッグ」を探ようになった<sup>(4)</sup>。脱法ドラッグは、その過剰摂取により死亡するケースも起こり、2014年には危険ドラッグと呼ばれるようになって、規制が強化された。

## D 結論

HIV陽性者支援NGOの職員への面接調査により、薬物使用に関わる相談は、1990年代まではきわめて希だったが、2005年前後から職務質問や逮捕・留置に関わる相談、依存症治療・回復支援についての問い合わせ、そして家族や友人からの質問が寄せられるようになった。それは丁度セックスドラッグが違法化された時期にあたる。同じころ医療機関も、警察から通院

患者についての問い合わせや治療の依頼を受け、また陽性者から薬物について相談されるようになった。そうした相談で利用されるべき資料の整理が求められる。本研究はその基礎資料の一部として、1990年代から2000年代にかけて、主に使用された薬物と、使用が広がった環境とについて、その一端を提示するものである。

## E 考察と課題

本研究に続く課題は、NGOにおいて、さらには医療機関において、HIV陽性者に対して、薬物使用に関わる支援を提供する方策を検討することである。本分担研究を含むこの研究全体の成果を踏まえて、この課題について考察する。

### 1. 陽性者とその友人等への情報の提供

薬物使用に関してはいくつかの段階がある。陽性者の調査からは、使用したことがない者がおおよそ45%、使用した経験はあるが止めた者がおおよそ40%いる。こうした人が増えるよう働きかけることが、第一の課題である。初めて薬物を使用するきっかけは、一つには、ストレスの多い現実から逃れ、快感を得たいという当人の気持ちであり、いま一つは、使っている人たちと仲間でいたい、勧める相手に嫌われたくないという人間関係である。こうしたときに、使用しない、使用しても止めるという選択を本人がすること、周囲がそれを支持し支援することが求められる。薬物使用に関する相談相手として、陽性者の3人に1人が友人を挙げている。

これらの研究結果に基づいて、「身近な人から薬物使用について相談されたら」と題するパンフレットを、今年度の成果物として作成した。内容は、上述のような使用のきっかけ、すなわち注意すべき状況、陽性者の薬物使用の現状、情報や相談が得られるウェブサイトの紹介である。

## 2. 使用者への情報の提供

陽性者の約15%は薬物を使用しているが、減らしたい、止めたいと思っている者も多い。こうした要望への対応が、次ぎに取り組むべき第二の課題である。陽性者の24%が、止める方法や支援機関についての情報を必要としている。48%がそもそも薬物に関する基本的な情報を、そして35%が薬物使用のHIVの治療への影響に関する情報を求めている。

しかし、使用を止める回復支援については、自助グループ(NA、ダルク)の紹介はともかく、心理療法(12ステップス、リカバリー・ダイナミックス、認知行動療法)に関する包括的な情報はなく、医療機関については個別にはともかく網羅的な紹介はない。薬物使用からの回復には、包括的な情報が提供され、各自にあった方法が選択されることも必要と思われる。それはHIV感染予防に特効薬(策)はなく、総合的予防が必須であるのと同じだろう。また、薬物に関する基礎情報は探せば見つかるだろうが、HIV治療との関係についての情報は無いに等しい。

## 3. 医療者への情報の提供

HIV診療を担う医療者が必要としている情報も不足している。拠点病院の医療者を対照とする調査<sup>(5)</sup>では、薬物使用の相談に関して、86%がどこまで関わったらよいのか、49%が使用は意思の問題か、治療を要する疾患なのかを迷い、49%がカルテ記載をどうするか、31%が通報をどう考えたらいいのかという問題を抱えている。

陽性者の調査では、医療者に相談したことがあるという回答は7%に過ぎない。しかし相談により適切に応えるためにも、医療者がもつ問題について判断をするための資料が用意される必要があるだろう。これが第三の課題である。

## 注

(1) 若林チヒロ(研究分担者), HIV陽性者の生活と社会参加に関する研究. および 生島嗣(研究分担者), 薬物使用者を対象とした聞き取り調査 - HIVと薬物使用との関連要因をさぐる. 参照. とともに、本研究昨年度報告書所載(厚生労働科学研究費補助金(エイズ対策研究事業) 地域においてHIV陽性者のメンタルヘルスを支援する研究 平成25年度総括・分担研究報告書. 2014.3. [http://www.chiiki-shien.jp/resource.html#a\\_H25hokoku](http://www.chiiki-shien.jp/resource.html#a_H25hokoku))

(2) 麻薬及び向精神薬取締法「第十二条(禁止行為)・・・麻薬・・・は、何人も、輸入し、輸出し、製造し、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、施用し、所持し、又は廃棄してはならない。・・・」

「第六十四条 [麻薬を]みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、又は所持した者は、十年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。」

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律「第2条(定義)の15 この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(・・・「精神毒性」という。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物・・・として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。」

この法律において、その営利目的での「輸入、製造、販売、授与、販売目的の貯蔵等」は、「5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金(又は併科)」とされていたが、2013年12月の法改正(2014年4月施行)により、非営利の個人による「所持、使用、購入、譲り受け」も「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(又は併科)」が科せられることとなった(第76条の4)。

(4) 国際的には新向精神薬 (new psychoactive substance; NSA) と呼ばれる危険ドラッグの使用者には、かつてゴメオあるいは覚醒剤の経験者が有意に多いことが、若林グループによる研究(1)から示された。

(5) 大木幸子 (研究分担者), HIV及び精神保健の専門機関における支援と連携に関する研究. 本研究昨年度報告書所載.

## **F** 研究発表

(文献)

1. 樽井正義: エイズ対策の実際 日本のエイズ対策の現状と課題. 「JOCVエイズ対策入門」第3版, 国際協力機構, 2015,3.

(口頭発表・国内)

1. 樽井正義: 薬物使用の現状と課題—何が起きているのか 何ができるのか. 第28回日本エイズ学会学術集会, 2014,3, 大阪.

(口頭発表・海外)

1. Hayashi K, Wakabayashi C, Ikushima Y, Tarui M: Quasi-Legal New Psychoactive Substance Use in Japan. International Harm Reduction Conference, Oct 2015, Kuala Lumpur.